平成26年度カモシカ保護管理検討委員会

日　時　：　平成26年11月10日（月）
午後1時30分 から
場　所　：　岩手県公会堂　21号室

次　　第

1　開　　会

2　あいさつ

3　議　　事

（1）平成25年度カモシカの保護管理対策の実施状況について

（2）法改正に伴うカモシカ保護管理計画の変更について

（3）その他

4　閉　会

平成26年度カモシカ保護管理検討委員会出席者名簿

（平成26年11月10日）

区分	所属	職名	氏名	出欠
学識経験者	国立大学法人岩手大学農学部	教授	青井俊樹	出
	独立行政法人森林総合研究所東北支所	生物多様性研究グループ長	堀野眞一	出
	公益財団法人盛岡市動物公園	園長	辻本恒徳	出
関係団体	岩手県鳥獣保護員協議会	会長	藤澤富男	出
	公益社団法人岩手県猟友会	副会長兼専務理事	菅野範正	出
	岩手県森林組合連合会	業務部長	佐々木信夫	出
	全国農業協同組合連合会 岩手県本部営農対策部	部長	千葉丈	出
行政機関	岩手県農林水産部農業振興課	担い手対策課長	千葉和彦	出
	岩手県農林水産部森林整備課	整備課長 （主任主査）	漆原隆一 （小澤洋一）	出 （代理）
	岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課	文化財課長	佐々木一成	出
市町村	盛岡市環境部環境企画課	課長	櫻正伸	出
	住田町林政課	課長	千葉純也	出
			12名	12名

事務局	岩手県環境生活部自然保護課	総括課長	小野寺利幸
		主任主査	森昌弘
		主査	奥村亮子
		主査	石亀竜太
		主査	千葉英之
		主任	藤原桃代
	岩手県農林水産部農業振興課	主査	平賀昌晃
	岩手県農林水産部森林整備課	主任	鈴木将人
	岩手県環境保健研究センター	主査専門研究員	山内貴義

カモシカ保護管理検討委員会設置要綱

（趣旨）

第１　本県に生息するニホンカモシカ（以下「カモシカ」という。）の保護管理及び農林作物被害の防止等について、具体的な対策を検討し、適正な保護管理を推進するため「カモシカ保護管理検討委員会（以下「委員会」という。)」を設置する。

（検討事項）

第２　委員会は、次に掲げる事項について検討する。

(1)　特定鳥獣保護管理計画の作成及び変更に関すること

(2)　個体数管理に関すること

(3)　生息環境管理に関すること

(4)　被害防除対策に関すること

(5)　モニタリング等の調査研究に関すること

(6)　その他、カモシカの保護管理に関すること

（組織）

第３　委員会は、委員をもって構成する。

２　委員は、学識経験者、関係団体及び行政機関等で委員会の運営に必要と認められる者のうちから、環境生活部長が委嘱する。

３　委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により決定する。

４　委員長は会務を総括し、会議の議長となる。

５　委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから予め委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

６　委員会の検討事項を専門的に審議するため、必要に応じて委員会に委員若干名をもって構成する専門部会を置くことができる。

（任期）

第４　委員の任期は委嘱の日から、その日を含むカモシカ保護管理計画の期間が満了する日までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第５　委員会は、必要に応じて環境生活部長が招集する。

２　環境生活部長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

（庶務）

第６　委員会の庶務は、環境生活部自然保護課において処理する。

（その他）

第７　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、環境生活部長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 15 年 8 月 6 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 5 月 23 日から施行する。

この要綱は、平成 19 年 5 月 7 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 5 月 13 日から施行する

H26 カモシカ保護管理検討委員会委員名簿

区分	所属	職名	氏名
学識経験者	国立大学法人岩手大学農学部	教授	青井俊樹
	独立行政法人森林総合研究所	鳥獣生態研究室長	堀野眞一
	盛岡市動物公園	園長	辻本恒徳
関係団体	岩手県鳥獣保護員協議会	会長	藤澤富男
	公益社団法人岩手県猟友会	副会長兼専務理事	菅野範正
	岩手県森林組合連合会	業務部長	佐々木信夫
	全国農業協同組合連合会岩手県本部営農対策部	部長	千葉丈
行政機関	岩手県農林水産部農業振興課	担い手対策課長	千葉和彦
	岩手県農林水産部森林整備課	整備課長	漆原隆一
	岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課	文化財課長	佐々木一成
市町村	盛岡市環境部環境企画課	課長	櫻正伸
	住田町林政課	課長	千葉純也

資 料 1

平成 25 度のカモシカ保護管理対策の実施状況について

1　農林業被害の状況

（１）農業被害

農業被害は、水稲、豆類、野菜類、果樹及び飼料作物の食害。平成 16 年度の 3,396 万円をピークに減少傾向。**平成 25 年度は 1,729 万円**の被害額。

（２）林業被害

林業被害は、造林木の新芽の食害。昭和 55 年度の 37,637 万円をピークに減少し、**平成 25 年度は 125 万円**となっている。

表－１　　農業被害の推移（～H18 県病害虫防除所・H19～県農業振興課調べ）

年　度	H20 年度	H21 年度	H22 年度 ※	H23 年度	H24 年度	H25 年度
被害面積(ha)	79.6	31.7	15.5	12.9	17.2	25.2
被害額(万円)	1,780	1,172	896	567	3,793	1,729

※平成 22 年度の農業被害額は、東日本大震災の影響により報告不能な 3 市町分（大船渡市、陸前高田市、大槌町）の被害額について、平成 21 年度の被害額を計上。

表－２　　林業被害の推移　　（県森林整備課調べ）

年　度	S55 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
被害面積(ha)	588.5	14.0	9.0	1.0	1.2	1.2
被害額(万円)	37,638	1,662	1,193	137	182	125

2 被害対策

カモシカの食害対策事業（補助事業）は、県教育委員会で実施している。平成 25 年度実績は忌避剤塗布が 85.62ha、総事業費は 472 万円となっている。

また、平成 26 年度計画は忌避剤塗布が 105.07ha、総事業費は 609 万円となっている。

表－３　　カモシカ食害対策事業（補助事業分）　　（県生涯学習文化課）

	補　助 事業者	平成 25 年度実績			平成 26 年度計画		
		忌避剤 (ha)	防護網 (m)	事業費 (千円)	忌避剤 (ha)	防護網 (m)	事業費 (千円)
保護地域内	盛岡市	42.09	－	2,247	48.15	－	2,682
	小　計	42.09	－	2,247	48.15	－	2,682
保護地域外	住田町	27.09	－	1,516	30.27	－	1,832
	釜石市	12.00	－	714	12.00	－	780
	大槌町	4.44	－	240	14.65	－	791
	小　計	43.53	－	2,470	56.92	－	3,403
合　計		85.62	－	4,717	105.07	－	6,085

（財源内訳　保護地域内：国庫 2/3,市町村費 1/3　保護地域外：県費 1/2, 市町村費 1/2）

３　捕獲状況

平成 24 年度については､住田町から 4 頭の捕獲について実施計画の提出があり、検討委員会の承認をうけ、平成 25 年 3 月 30 日～31 日に 4 頭の捕獲を実施した。

平成 25 年度及び平成 26 年度については、市町村から実施計画の提出はなく、捕獲の予定はない。

【これまでの捕獲実施状況】

年　度	実施市町村	捕獲数	摘　　要
17 年度	陸前高田市・住田町	８頭	
18 年度	住田町	３頭	
19 年度	陸前高田市	６頭	
20 年度	住田町	０頭	
21 年度	陸前高田市・住田町	６頭	
22 年度	陸前高田市・住田町	０頭	6 頭の捕獲承認を受けたが、震災のため中止
23 年度	（実施計画の提出なし）	－	
24 年度	住田町	４頭	
25 年度	（実施計画の提出なし）	－	
26 年度	（実施計画の提出なし）	－	

（参考）

平成 25 年度カモシカによる農作物被害金額（前年度との比較）

（単位：千円）

市町村名	H25	H24	H23
釜石市	7,599 （野菜　7,135 果樹　412）	753	716
一関市	5,369 （果樹　2,717 野菜　1,443）	2,159	447
盛岡市	941 （果樹　921）	15	0
軽米町	838 （飼料作物　611 果樹　154）	9	0
陸前高田市	612	1,153	1,794
大槌町	514 （稲　217 飼料作物　184）	172	288
住田町	470	403	1,172
大船渡市	407	32,085	1,039
宮古市	301	215	0
普代村	215	215	215
奥州市	19	0	0
花巻市	0	660	0
洋野町	0	54	0
平泉町	0	38	0
合計	17,285	37,930	5,671

資 料 2

法改正に伴うカモシカ保護管理計画の変更について

1　鳥獣保護法の改正を受けた対応

保護のための管理から、積極的な管理への転換を図る鳥獣保護法の改正に伴う、**「特定鳥獣保護管理計画の再編」**について、現行の計画に反映させ、所要の変更を行う必要があること。

（要点）　特定鳥獣保護管理計画（県任意計画）の再編

○種の生息数の増減・生息域の拡縮に応じた、「保護」と「管理」の推進の別により整理

・生息数減／生息域縮小の鳥獣の保護対策 ⇒**「第一種特定鳥獣保護計画」へ**
・生息数増／生息域拡大の鳥獣の管理対策 ⇒**「第二種特定鳥獣管理計画」へ**

2　現行の特定鳥獣保護管理計画の概要について

第３次カモシカ保護管理計画
１　計画策定の目的
目　　的：地域個体群の安定的な維持及び農林業被害の軽減を図り、人とカモシカとの適切な関係を構築 **計画期間**：H25.4.1～H29.3.31
２　保護管理の目標
(1)　地域個体群の維持 (2)　農林業被害の軽減
３　目標を達成するための対策
(1)　生息環境管理　⇒ 生息域である森林環境の保全など (2)　通常の被害防除対策 ⇒ 市町村による忌避剤散布・防護柵設置等 (3)　捕獲による防除対策 ⇒ 必要に応じ市町村実施計画を策定・実施
４　保護管理のための地域区分
(1)　保護地域　⇒ 三庁合意(環境庁、文化庁、林野庁)に基づく保護地域で、地域個体群存続のための保護の中心領域。 (2)　管理地域　⇒ 捕獲による防除を取り組むことを認める地域など
５　モニタリング等の実施
(1)　被害状況の調査（農林業被害の状況） (2)　捕獲個体調査など
６　普及啓発
保護管理計画の内容、カモシカの生態、被害防止について周知

（参考）カモシカによる農林業被害の状況（ｈａ・千円）

年度	農業		林業		計	
	面積	金額	面積	金額	面積	金額
23 年度	12.9	5,671	1.01	1,370	13.91	7,041
24 年度	17.2	37,930	1.21	1,827	18.41	39,757
25 年度	25.2	17,285	1.20	1,249	26.40	18,534

３　第３次カモシカ保護管理計画の変更の概要

本計画では、策定当初から「農林業被害の防止」を目的として掲げており、直近の被害発生状況等を踏まえ、改めて第二種特定鳥獣管理計画として位置づける。

	現　行	変　更
名称	第３次カモシカ保護管理計画	第３次カモシカ管理計画
計画の目的と位置づけ	１　計画策定の目的 ⑵　計画策定の背景 ［前略］～依然としてカモシカによる農林業被害が発生しており、カモシカの適切な保護管理を図るため「第３次カモシカ保護管理計画」を作成するものである。	１　計画策定の目的 ⑵　計画策定の背景 ［左記の末尾に追記］ ～改正鳥獣保護法施行の日(H27.5)から第二種特定鳥獣管理計画として適用する。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）の一部を改正する法律（案）について

改正の必要性

- ニホンジカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化
- 狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少

→ **鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要**

改正内容

1. 題名、目的等の改正

その数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害に対処するための措置を法に位置付けるため、法の題名を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、法目的に鳥獣の管理を加える（第1条）。これに伴い、鳥獣の「保護」及び「管理」の定義を規定する（第2条）。

【定義】 生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、
鳥獣の保護：その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること
鳥獣の管理：その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること

2. 施策体系の整理

都道府県知事が鳥獣全般を対象として策定する「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に改める（第4条）。また、特に保護すべき鳥獣のための計画と、特に管理すべき鳥獣のための計画を以下のとおり位置づける（第7条及び第7条の2）。

都道府県知事策定	第一種特定鳥獣保護計画	その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣（第一種特定鳥獣）の保護に関する計画
	第二種特定鳥獣管理計画	その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（第二種特定鳥獣）の管理に関する計画

※ 希少鳥獣については、環境大臣が計画を策定することができることとする（第7条の3及び第7条の4）。

3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設

集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣（指定管理鳥獣）について、都道府県又は国が捕獲等をする事業（指定管理鳥獣捕獲等事業）を実施することができることとする。当該事業については、①捕獲等の許可を不要とする。②一定の条件下※で夜間銃猟を可能とする等の規制緩和を行う。（第14条の2）

※ 都道府県知事又は国の機関が、4の認定鳥獣捕獲等事業者に委託して行わせ、方法や実施体制等について都道府県知事の確認等を受けた場合

夜間に撮影されたニホンジカ

4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者は、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の技能及び知識が一定の基準に適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができることとする（第18条の2から第18条の10）。

閉鎖車道を活用し、車両で移動し捕獲・回収

5. 住居集合地域等における麻酔銃猟の許可

都道府県知事の許可を受けた者は、鳥獣による生活環境の被害の防止のため、住居集合地域等において麻酔銃による鳥獣の捕獲等ができることとする（第38条の2）。

6. 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ（20歳以上→18歳以上）（第40条）等

※ 公布の日から起算して1年以内の政令で定める日から施行する（一部を除く）。